

公益財団法人日本美術刀剣保存協会 理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は公益財団法人日本美術刀剣保存協会（以下「協会」という。）定款第47条に基づき、協会の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適正な運営を図ることを目的とする。

(招集)

第2条 招集は定款第41条による。ただし、理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる

(理事会の議長)

第3条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、会長が欠席した場合、又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第4条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議の方法)

第5条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。

2 理事及び監事の代理出席は認めない。また書面により議決権を行使することもできない。

3 理事会の進行は事務局が補佐し、事務局長は理事会において意見を述べることができる。ただし議決には加わらない。

4 理事全員の同意があれば、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。ただし議決には加わらない。

5 理事が理事会の議題について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(権限)

第6条 理事会は、協会の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに会長並びに専務理事、常務理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第7条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

イ 協会の業務執行の決定

- ロ 会長、専務理事並びに常務理事の選任・解任
- ハ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受
- ホ 多額の借入
- ヘ 重要な使用人の選任・解任
- ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- チ 内部管理体制の整備
- リ 定款 36 条に規定する理事の取引の承認
- ヌ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- ル 事業報告及び計算書類等の承認
- ヲ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

イ 下記の規則の制定及び改廃。

- ① 財産管理運用規程
- ② 会計処理規程
- ③ 理事の職務権限規程
- ④ 理事会運営規則
- ⑤ 倫理審査会規程
- ⑥ 会員に関する規程
- ⑦ 個人情報保護規程
- ⑧ 情報公開規程
- ⑨ その他必要な事項の規程

ロ 基本財産の指定、維持及び処分

ハ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

イ 重要な事業その他契約の締結、解除、変更

ロ 重要な事業その他の争訟の処理

ハ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第 8 条 理事が定款 36 条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(報告事項)

第9条 会長並びに専務理事、常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 理事が第8条に規定する取引をしたときには、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、定款第31条第5項の規程による報告には適用しない。

(議事録)

第10条 理事会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には別表に掲げる事項を記載しなければならない。

(議事録の配布)

第11条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

(事務局)

第12条 理事会の事務局には、事務局長があたる。

(改 廃)

第13条 この規則の改廃は理事会の決議による。

附則

この規則は公益財団法人日本美術刀剣保存協会の設立の登記の日から施行する。

議事録記載事項

I 通常の理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所
- 2 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨
 - イ 定款第 40 条第 3 項第 2 号の規定による会長以外の理事の請求を受けた招集
 - ロ 定款第 40 条第 3 項第 3 号の規定による会長以外の請求をした理事の招集
 - ハ 定款第 40 条第 3 項第 4 号前段の規定による監事の請求をうけた招集
 - ニ 定款第 40 条第 3 項第 4 号後段の規定による監事の招集
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- 5 次の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概略
 - イ 定款第 36 条第 2 項の規定による理事の報告
 - ロ 定款第 32 条第 1 項第 4 号の規定による監事の報告
 - ハ 定款第 32 条第 1 項第 2 号の規定による監事の意見
- 6 定款 42 条の規定による議長の氏名

II 定款 44 条のみなし理事会

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 上記 I の事項を提案した理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

III 定款 45 条の報告省略理事会

- 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 2 理事会への報告を要しないものとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名